

## 使用許諾契約書

重要: 同封のソフトウェアまたはダウンロードしたソフトウェアをインストールする前に、この Pervasive PSQL Server Edition Insurance 使用許諾契約書(以下、「本契約書」)をお読みください。本ソフトウェアをインストール、または他の人にインストールを許可することによって、お客様、およびお客様が本ソフトウェアのインストールを許可された人は、本契約書の条件を受け入れることとなります。この契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアのインストールまたは使用を停止し、本ソフトウェアに関して (I)物理メディアとして入手された場合は、購入後 10 日以内にソフトウェアのパッケージ一式を購入元に返却して頂ければ購入代金を払い戻し、(II)電子的に入手された場合は、ダウンロードされたファイルをすべて破棄するものとします。

以下に述べるように、本ソフトウェアを使用することは、本ソフトウェアのオンラインによる認証および検証の間に一定のコンピューター情報を伝送することを承諾することとなります。

重要:本 Server Edition Insurance 使用許諾契約書は、Server Insurance ソフトウェアのインストール時に同意するよう求められた他の Server Edition 使用許諾契約書に優先します。それらの契約書はサーバー ソフトウェア製品を対象としたものであり、本 Sever Insurance ソフトウェアの使用に関し適用されるものではありません。

改定日:2010 年 11 月 11 日

### 1. 定義

- 1.1 「パーベイスブ」とはデラウェア州法人である 12365 Riata Trace Parkway, Building B, Austin, Texas (U.S.A.) 78727 所在の Pervasive Software Inc. を指します。
- 1.2 「お客様」とは、本契約書に従って本ソフトウェアのライセンスを付与された個人または法人を指します。
- 1.3 「通信ネットワーク」とは、多数の独立した装置の相互通信を可能にするデータ通信システムを指し、そのインターナルブリッジおよびそれに物理的に接続したワークステーションを含みます。
- 1.4 「ローカル エリア ネットワーク」または「LAN」とは、お客様の社内において情報を伝達するために私的にアクセス可能な通信ネットワークを指しますが、お客様のイントラネットまたはインターネットを含みません。
- 1.5 「クライアント ソフトウェア」とは、パーベイスブによる別の使用許諾契約書に従って提供される、ターミナル上で稼動するソフトウェアで、ターミナルを通信ネットワークに組み込むことで Server Insurance ソフトウェアへアクセスできるようにするものを指します。
- 1.6 「ターミナル」とは、クライアント ソフトウェアを実行する単一の計算システムを指します。これには仮想(またはその他のエミュレーション)デバイスも含まれますが、それに限定されません。
- 1.7 「サーバー ソフトウェア」または「ソフトウェア」とは、別の Server Edition 使用許諾契約書(以下、「製品契約書」)に従ってパーベイスブから入手されたソフトウェア(すべてのアップデートを含む)を指します。これは製品としての継続的な使用のためにライセンスされており、通信ネットワークに組み込まれたネットワーク サーバー上で作動します。
- 1.8 「Server Insurance ソフトウェア」または「ソフトウェア」とは、本契約書に従ってパーベイスブから受け取ったソフトウェアを指します。これは、ネットワークサーバーの障害によりサーバー ソフトウェアが使用不能となった場合の一時的な運用を目的としています。
- 1.9 「ネットワーク サーバー」とは、単一の計算システムまたは通信ネットワーク上に離れて存在しているクライアント ソフトウェアによるアクセスを許容するために、サーバー ソフトウェアを作動させる単一の計算システムを指します。これには、プライマリ ネットワーク サーバー、フェイル オーバー サーバー、仮想(またはその他のエミュレーション)サーバーが含まれますが、それに限定されません。
- 1.10 「ドキュメント」とは、本ソフトウェアと共にパーベイスブから提供される、電子的または印刷形式のマニュアルおよびその他の資料を指します。
- 1.11 「イントラネット」とは、お客様の社内、子会社または遠隔の事務所において情報を伝達するために私的にアクセス可能な通信ネットワークを指しますが、インターネットへの接続を含みません。
- 1.12 「インターネット」とは、情報の伝達のために公的にアクセス可能なコンピューター通信のネットワークを指します。
- 1.13 「同時ユーザー」とは、ソフトウェアにアクセスして使用することをお客様により許可されたエンド ユーザー、またはソフトウェアにアクセスして使用できるようにお客様が設定した装置を指します。
- 1.14 「ユーザー数」とは、製品契約書に従ってお客様が購入したライセンスに指定された同時ユーザー数で、サーバー ソフトウェアを同時にアクセスして使用することが許可されます。この同時ユーザーがネットワーク サーバーにアクセスする場合、LAN、イントラネット、インターネット、あるいはマルチプレキシング(多重化)、プーリングやその他のネットワーク構成のいずれを経由するかを問いません。
- 1.15 「アップデート」とは、ソフトウェアに対する保守リリース、更新、アップグレード、その他の修正を言います。

## 2. ライセンス

### 2.1 ライセンスの許諾

パーベイシブは、本契約書の条件に従い、以下の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾致します。これは、サーバー ソフトウェアを実行しているネットワーク サーバーが機能不全に陥った場合に限り、一時的に認証を有効にするもので、ライセンスは 1 回の認証につき最長 14 日間持続し、3 回まで適用可能です。

- (i) リプレースが 3 回以内のネットワーク サーバー上で本ソフトウェアを使用する権利
- (ii) 許諾されたユーザー数を超えないユーザーが本ソフトウェアに同時アクセスし、本ソフトウェアを使用する権利
- (iii) 本ソフトウェアの使用に伴ってドキュメントを使用する権利

### 2.2 マルチプレキシング(多重化)

サーバー ソフトウェアで規定されるとおり、接続数をプールする、情報の経路を変更する、また本ソフトウェアに直接アクセスまたは本ソフトウェアを使用するターミナル数、ネットワーク サーバー数またはユーザー数を減らす、あるいは、本ソフトウェアにより直接管理されるターミナル数、ネットワーク サーバー数またはユーザー数を減らすことを目的とするハードウェアまたはソフトウェア(「マルチプレキシング(多重化)」または「プーリング」と呼ばれることもあります)を利用した場合であっても、必要なユーザー数は減少しません。必要なユーザー数は、マルチプレキシングあるいはプーリングを行うソフトウェアやハードウェアの "フロントエンド" への個々の入力数と同数です。

### 2.3 オープン ソース ソフトウェア

本ソフトウェアにはサード パーティ製のオープン ソース コード ソフトウェア(以下「オープン ソース ソフトウェア」)が含まれています。本契約書に基づいて提供されるオープン ソース ソフトウェアは、オープン ソース ソフトウェアの使用許諾条件に従って提供されます。パーベイシブは、お客様に妥当な通知を行った上で、オープン ソース ソフトウェアの一部としてお客様に提供したソフトウェアを同様の機能を持つソフトウェアと差し替える権利を有します。オープン ソース ソフトウェアに関する使用許諾条件は、パーベイシブがお客様にオープン ソース ソフトウェアの著作権およびライセンス情報を提供することを必要とします。本ソフトウェアに含まれ、またパーベイシブから利用可能なオープン ソース ソフトウェアの一覧、適用される使用許諾条件、および、オープン ソース ソフトウェアの入手方法(本ソフトウェアの一部としてお客様に提供されていない場合は、本ソフトウェアの notice.txt ファイルか同様のファイル、または付随するドキュメントで提供されます。オープン ソース ソフトウェアの使用許諾条件と異なる本契約の条項は、パーベイシブのみによって提示されたものであり、他の第三者によって提示されたものではありません。すべてのオープン ソース ソフトウェアは「現状のまま」提供され、パーベイシブは、オープン ソース ソフトウェアに関するすべての保証を否認します。これには商品性、権原、非侵害、および特定の目的への適合性の保証を含みますが、これらに限定されません。いかなる場合もパーベイシブおよびそのライセンサーは、契約、過失またはその他の不法行為であると問わず、オープン ソース ソフトウェアの使用または実行に関連して発生した直接、間接、結果的、偶発的、懲罰的、または特別な損害やその他のいかなる損害についても、たとえ、パーベイシブまたはそのライセンサーが損害の可能性について通知されていたとしても、また、損失または損害が予測可能であったかどうかにかかわらず、一切の責任を負いません。この制限は、準拠法がかかる制限を禁止する範囲において、パーベイシブまたはそのライセンサーの過失から生じる死亡や人身傷害の責任には適用されません。

### 2.4 アップデートのライセンス条項

パーベイシブが提供する利用可能なアップデートはすべて、本ソフトウェアの一部と見なされ、本契約書の条件に従うものとします。追加ライセンス条項がアップデートに付け加えられる場合もあります。アップデートをインストール、コピー、または他の方法で使用するにより、当該アップデートに付随する条項に従うことに同意するものとします。当該アップデートに付随する追加ライセンス条項に同意しない場合は、アップデートをインストール、コピー、またはその他の方法で使用することはできません。

## 3. 制限

### 3.1 ソフトウェアの保護

お客様は、本ソフトウェアおよびドキュメントを不正な複製または使用から保護するためにあらゆる適切な処置をとるものとします。本ソフトウェアのソース コードは、パーベイシブおよびそのライセンサーの企業秘密を表現および包含しています。本ソフトウェアのソース コードと包含された企業秘密は、お客様に使用が許諾されるものではなく、それらを改変、追記または削除することは厳に禁じられています。お客様は、本ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、またはその他の方法でリバース エンジニアリングしないものとします。ただし、この制限の規定にかかわらず、このような行為が準拠法により明示的に許可されている場合はこの限りではありません。

### 3.2 他のソフトウェア アプリケーションとの使用

本ソフトウェアを、他のソフトウェア アプリケーション(パーベイシブの認定再販業者や OEM などから)のバンドル版あるいは組み込み版として入手された場合、本ソフトウェアは当該のソフトウェア アプリケーションでのみ使用が可能です。

### 3.3 賃貸の禁止、営利目的のホスティングの禁止、その他の制限

本契約書で明示的に許可された場合を除き、お客様は本ソフトウェアまたはドキュメントもしくはそれらの一部の使用、貸与、賃貸、サブライセンスの提供、配布、譲渡、複写、複製、展示、修正、派生物の創作、共同使用または処分を行わないものとします。お客様は本ソフトウェアおよびドキュメントを、当該ドキュメントに従って社内業務目的だけに使用できるものとします。パーベイシブが書面によって明示的に承諾した場合を除いて、本契約書にこれに反するどのような規定があろうと、お客様

は本ソフトウェアを第三者のためのホスト アプリケーションに使用しないこと、および、サービス ビューロー、共同使用もしくはその他のコンピューター サービスを第三者に提供するために使用しないものとします。

#### 4. 認証、検証

本ソフトウェアを使用するためには、本ソフトウェアの使用の認証を取得する必要があります。ソフトウェアの認証は、本ソフトウェアの使用を特定のネットワーク サーバーに関連付けます。認証の間、本ソフトウェアはそのソフトウェアとネットワーク サーバーに関する情報をパーベイシブに送信し、これによりパーベイシブは当該ソフトウェアを検証します。検証処理では、ソフトウェアが認証され適切にライセンスされていることを検証します。パーベイシブに送信される情報には、(i)ハード ドライブのシリアル番号、NIC カード MAC アドレス、BIOS ファームウェア、CPU の種類および OS の種類などのネットワーク サーバーのハードウェア構成から得られる情報、また (ii)既存または過去のパーベイシブ インストールや同様のアイテムに関する情報が含まれますが、これらに限定されません。本ソフトウェアおよびドキュメントを使用することにより、お客様は検証処理時この情報の送信を承諾するものとします。検証処理は、インストール、アンインストール、アップデートおよびライセンス管理操作の実行時にも行われます。検証処理中にどのような情報が送信されるかについての詳細は、<http://www.agtech.co.jp/products/pervasive/psql/authorization.html> を参照してください。お客様はインストール処理時にインストールされる本ソフトウェアの本バージョンを使用する権利を有しています。ただし、認証および検証を行わずに一定時間が経過した後、お客様が本ソフトウェアを使用する権利は、認証を行わない限り、ソフトウェアにおいて限定されたデバイスにより管理されます。これは、ライセンスされずに使用されることを防止するためです。本ソフトウェアの認証の取得および検証を行わなければ、この期間の経過後に本ソフトウェアを継続して使用することはできません。ネットワーク サーバーがインターネットに接続されている場合、本ソフトウェアは、認証のためパーベイシブに自動的に接続します。インターネットまたは FAX によって、手動で本ソフトウェアの認証を取得することもできます。お客様が本ソフトウェアを別のネットワーク サーバーに移動する場合、移動そのもの間、またはその後のアップグレード処理時に、お客様は再度本ソフトウェアの認証および検証を要求されることがあります。これは、<http://www.agtech.co.jp/company/contact/> に記載されているパーベイシブのサポート部門の電子メールアドレスまたは FAX 番号宛にご連絡頂くことにより行われることもあります。

#### 5. 所有権

本ソフトウェアおよびドキュメント(複製物を含む)の権利、権原および持ち分の一切の所有権、ならびにこれらに含まれる具体的表現のすべての知的所有権はパーベイシブおよびそのライセンサーのみに帰属します。お客様には、本契約書に基づくお客様の権利を行使して頂くことのみのため、複製を提供致します。本ソフトウェアは使用を許諾されるもので、販売されるものではありません。パーベイシブおよびそのライセンサーは、お客様に明示的に許諾していないすべての権利を留保します。

#### 6. 商標

本ソフトウェアまたはドキュメント上にある Pervasive およびそのライセンサーの著作権表示、商標表示およびその他の所有権表示は、削除したり、またいかなる方法によっても改ざん、曖昧にすることはできません。お客様には、パーベイシブまたはそのライセンサーの商標、サービスマークまたは商標名を登録または登録しようとする権利はありません。また、その他の権利表示を本ソフトウェアやドキュメントに追加する権利もありません。

#### 7. 譲渡

お客様は、本契約書に基づく一切の権利、義務または利益を、その全体または一部を問わず、またその方法の如何にかかわらず、パーベイシブの書面による事前の許可なしに譲渡することができず、このような譲渡はすべて無効とします。第三者による合併またはその他の企業買収は譲渡として扱われます。パーベイシブは、お客様の承諾を得ることなく、本契約書に基づく権利および義務のすべてまたは一部をいつでも譲渡することができます。

#### 8. 契約期間および契約終了

本契約は、お客様が本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールした日に発効し、(i) 一時認証の許容回数 3 回分をすべて使用、(ii) 製品契約書の終了または本契約書の終了のいずれか早い日まで効力を保持します。お客様はドキュメントおよび本ソフトウェアならびにすべての複製および改作物を破棄することにより、本ライセンスをいつでも解約することができます。お客様が本契約書のいずれかの条項の遵守を怠った場合、パーベイシブから通知されることなく、本契約は直ちに終了するものとします。パーベイシブにより本契約が終了されたとき、お客様は本ソフトウェアをメディアにて入手された場合はそのメディアを返却すること、その他すべての本ソフトウェアおよびドキュメントの複製を破棄すること、また要請に応じて、かかる破棄が行われたことをパーベイシブに対して証明するものとします。本契約の 2.3、3、5、7、8、9.2、9.3、10 および 11 項ならびに 12 項の規約と補足ライセンス条項は、規定どおりに本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。

#### 9. 限定保証

##### 9.1 磁気媒体およびドキュメント

本ライセンスの購入時に磁気媒体またはドキュメントが破損もしくは物理的に欠陥のある状態にあり、それらが購入から 10 日以内にパーベイシブに返品されたときは、パーベイシブはお客様に代品を無料で提供することを保証します。

## 9.2 保証の拒否

パーベイシブは、本ソフトウェアをお客様に本契約書に基づいて「現状のまま」という条件でライセンス致します。本契約書の9.1項で明示的に記述されている場合を除き、パーベイシブは、本ソフトウェアおよびドキュメントに関して、明示または黙示であれ、その他のいかなる陳述、条件設定または保証も行いません。パーベイシブは、たとえば商品性、権原、特定目的への適合性、または業務上の取引もしくは使用の過程で生じる適性について、いかなる陳述、条件設定または保証も行わないことを明示的に表明し、お客様はこれを承認するものとします。

## 9.3 危険性の高い業務

本ソフトウェアは障害を許容する能力を有するものではなく、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、直接的な生命維持装置または兵器システムの操作など、本ソフトウェアの故障が死亡、負傷、または重大な物理的もしくは環境的な損害を直接引き起こすような危険な環境（「危険性の高い業務」）において、絶対に安全なオンライン制御装置として使用または再販されるために設計、製造または意図されているものではありません。パーベイシブおよびその販売元は、危険性の高い業務への適合性についての明示または黙示の保証を明示的に否定します。

## 10. 責任の制限

10.1 本契約、本ソフトウェアまたはドキュメントに起因もしくは関連するパーベイシブの責任は、パーベイシブがお客様からライセンス料として受け取った合計金額を上限とします。

### 10.2 間接損害

パーベイシブおよびそのライセンサーは、いかなる場合も、保証、不法行為、製造物責任などの理論において、本契約に起因または関連する間接的、偶発的、懲罰的、特別または結果的な損害について、お客様に対する責任を負いません。この制限は、準拠法がかかる制限を禁止する範囲において、パーベイシブまたはそのライセンサーの過失から生じる死亡や人身傷害の責任には適用されません。

## 11. 一般的な条項

### 11.1 準拠法

本契約は、準拠法の選択についての規定を除いて、米国テキサス州法に準拠し、それに従って解釈されます。本契約書は、国際商品販売契約に関する国連条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) の適用を明示的に排除するものとします。

### 11.2 完全な合意

本契約書は、本契約書の内容に関するお客様とパーベイシブとの間の完全なる合意であり、両当事者の署名した文書によってのみ修正されるものとします。販売者、販売元、代理店、小売店、販売員その他の者は、本契約書を変更し、または本契約書の内容と異なる、もしくは本契約書で定める以上の、本ソフトウェアに関する保証、表明または約束を行う権限を有しません。

### 11.3 権利放棄

本契約上の一切の権利の放棄は、パーベイシブの正式な委任代理人が署名した書面によらない限り無効となります。契約違反または不履行に起因して、過去または現在の権利が放棄されても、本契約によって発生する将来の権利が放棄されたものと見なされることはありません。

### 11.4 監査

お客様は、本ソフトウェアにアクセスする同時ユーザーの数が本ソフトウェアのライセンスされているユーザー数を超えないことを保証する責任があります。また、本ソフトウェアの使用を停止した後も最低 5 年間は、本契約書の規定に従って本ソフトウェアを使用していることを文書で十分に証明する記録、ログおよびその他の資料（「記録」）を保存するものとします。パーベイシブは、適切に通知した上で、その記録を監査する権利を有します。

### 11.5 可分性

本契約のいずれかの条項が無効または執行不可能と判断された場合は、その条項が無効または執行不可能とならないようにするために必要な範囲において、その条項を解釈、制限、修正、または必要ならば削除するものとし、本契約の他の条項はそれによって影響を受けないものとします。

### 11.6 輸出規制

本ソフトウェアまたはその基礎となる情報もしくは技術は、ダウンロードまたはその他の方法によって、(i) 米国が交易を禁止している国（またはその国民や居住者）、(ii) 米国財務省の特別指定国民表 (List of Specially Designated Nationals)、米国商務省の注文拒否目録 (Table of Denial Orders)、米国商務省のミサイル、核・化学・生物兵器拡散団体表 (Entity List of Missile, Nuclear, and Chemical and Biological Weapons Proliferators) または米国国務省の外国テロ組織表 (Foreign Terrorist Organization List) に記載された人もしくは団体に対して、輸出または再輸出できません。お客様は上記の内容を承認し、お客様が当該国に所在せず、当該国の支配下になく、当該国の国民または居住者ではなく、当該目録または表に載っていないことを保証するものとします。本ソフトウェアは、米国法および米国政府の輸出規制の対象となっており、輸出または再輸出をする前に明示的な輸出許可を得ることを要求されることがあります。その場合には、お客様は必要な明示的輸出ライセンスを取得するものとします。

### 11.7 米国政府の最終利用者

お客様が米国政府（「政府」）の機関、省、またはその他の組織である場合、本ソフトウェアおよびドキュメントの使用、コピー、

複製、リリース、修正、開示、または譲渡が、軍以外の機関は FAR (Federal Acquisition Regulation) 12.212、軍機関は DFARS (Defense Federal Acquisition Regulation Supplement) 227.7202 に従って制限されています。本ソフトウェアおよびドキュメントは、「Commercial Computer Software (商用コンピューター ソフトウェア)」および「Commercial Computer Software Documentation (商用コンピューター ソフトウェア説明文書)」です。本ソフトウェアおよびドキュメントの使用は、本契約書または修正後の本契約書に基づいて制限されるものとします。請負業者/製造者は、12365 Riata Trace Parkway, Building B, Austin, Texas 78727 所在の Pervasive Software Inc. です。

#### 11.8 オペレーティング システム

お客様は、本ソフトウェアと共に使用するオペレーティング システムまたは他のソフトウェアに適用されるライセンス契約を、お客様の責任において完全に遵守するものとします。

11.9 本ソフトウェア上で実行したベンチマーク試験またはその他の性能試験の結果を、パーベイシブの書面による事前の許可なしに、第三者に開示することはできません。

11.10 本契約は日本語を使用言語とします。

## 12. JAVA RUNTIME ENVIRONMENT

インストール オプションにより、Pervasive PSQL v11 ソフトウェアには Oracle Corporation (以下、「オラクル」)の JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) 6 が含まれることがあります。JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) 6 には、オラクルのバイナリ コード ライセンス契約書の条件が適用されます。Pervasive PSQL v11 Server Edition Insurance の使用許諾契約書に同意することにより、お客様はオラクルによる JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) VERSION 6 および JAVAFX RUNTIME のバイナリ コード ライセンス契約書および補足ライセンス条項の条件にも同意したものとします。この契約書は本ソフトウェアの「バージョン情報」、notice.txt ファイルか同様のファイル、あるいは添付ドキュメントに記載されています。